

**市民**  
**パルター**  
市民編集委員  
山本美香さん

# 経験豊富な相談員が問題解決に一役!

～「人権擁護委員」・「行政相談委員」のお仕事とは～

「家庭内暴力」、「学校や職場での誹謗中傷」、「インターネット上の悪意ある書き込み」、「行政サービスに関する苦情」、「行政手続きの方法を教えてください」。自分1人では、解決できないさまざまな問題に悩んでいる方はいませんか。

清瀬市にはこのような困りごとを無料で相談できる窓口があります。今回は、6月1日に清瀬市役所本庁舎内に特別に設けられた「特設相談」で「人権擁護委員」・「行政相談委員」の方々に、お話を伺いました。

さまざまな職業や経験を経て

「人権擁護委員」へ

現在、「人権擁護委員」の数は全国で約14,000人。人権擁護委員は人格識見が高く、人権擁護について深い理解がある方たちが市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

取材した4人の方々(丹羽英明さん、池田厚子さん、三浦廣三さん、牧井任子さん)は、東京法務局府中支局が統轄する多摩東地区の13市、84人から構成される「多摩東人権擁護委員協議会」に所属していて、差別や偏見、虐待など人権に関わる相談(清瀬市は毎月第1水曜日)を担っています。

「近年、人権問題は複雑で多様化しています。私たちも言葉を選びながら、その方に合ったアドバイスをしています。」と三浦さん。人権は平等に保障されるべきなので、もし、自分の命や健康、自由を奪われそうになったり、幸せに生きる権利を妨げられたりした場合は1人で悩まず相談に来て欲しいと話されます。

状況を少しでも和らげたい

「相談者の多くは、根本的な解決策より、身の上の話聞いてもらいたいのではないのでしょうか。」と話すのは、この道8年目の丹羽さん。一

方、ほぼ結論が出ているので後押しをして欲しい方も少なくないと言います。相談者の悩みやつらさに寄り添って一緒に考えるだけでなく、人権侵害に該当するかどうかを判断する難しさも常に感じているそうです。



池田委員

「相談者の状況を和らげるのが私たちの大切な役目ですので、研修会や勉強会もよく行います。」と話すのは池田さん。「人権擁護委員には法的強制力はありませんが、権限に基づいた行動を心掛けたい。」と話される姿が印象的でした。また、人権擁護委員になったばかりの牧井さんは「先輩たちの姿を見て、少しでも誰かの力になれるよう自分も成長していきたいです。」と語られました。



牧井委員

街のメッセンジャー「行政相談委員」

もう一方、行政に関する苦情や相談(毎月第3水曜日)を広く伺い、助言や関係する行政機関などへの橋渡しを行うのが「行政相談委員」の皆さんです。総務大臣から委嘱された約5,000人の方が全国で活動しています。

具体的な相談事例として「河川堤防の改修」、「歩道と横断歩道との段差の解消」、「戸籍謄本等の原本還付」など、身近な困り事に対応しているそうです。「今まで行政機関で働いていたので、その知識を使って相

談者と行政との架け橋となれば嬉しい。」と話するのは石津省次さん。また「これまで培ってきた経験を活用して社会へお返ししたい。」と話す高橋喜代二さん。



高橋委員(左)と石津委員(右)

お2人は「暮らしに関する困り事があれば、お気軽にご相談下さい。」と、にこやかに話されました。

編集後記

取材をするまで、こういった相談は「よっぽど重要な案件でなければ受け付けてもらえないのでは…」と勝手なイメージを持っていました。

しかし、人権擁護委員の方々の気さくな笑顔に迎えられ、お話を伺ううちに、どうにもならない悩みは一刻も早く相談し、考えを切り替えることが、次の道への第一歩となるのだと気付かされました。

また、行政相談委員は多様なスキルを最大限に活かしている方々なので市民の方にもっと知って欲しいと感じます。

もし、物事が行き詰まってしまった、あるいは、暮らしに関するお悩みやご要望がある場合は「市民相談」(今号3面または市報毎月15日号をご覧ください)へ相談してみませんか。きっと問題解決への手がかりが得られるはずですよ。

## 市内で初めてVR(バーチャルリアリティ)防災体験を開催

一このリアルさハンパない

7月14日、清小PTAが主催する「防災キャンプ」で、市内で初めて「VR防災体験車」を活用した防災訓練が実施されました。「VR防災体験車」は、装着したヘッドマウントディスプレイにより、立体的なVR映像や揺れ、振動、匂い、水しぶき、熱気なども体感できます。

体験した小学生からは、「すごくリアルでびっくりしました。災害の恐ろしさを肌で感じる事ができました。」と驚きの声があがりました。

清瀬消防署の担当者は、「今後もVR防災体験車を活用するなど防火防災訓練を推進し、市民の防災意識の高揚を促進していきます。」と語りました。



VR体験をする小学生たち

## アフリカの行政官・教員のユネスコ平和研修チームが清中を訪問

7月26日、アフリカ諸国の行政官及び教員30人によるユネスコ平和研修チームが清中を訪れました。生徒会役員や英語部、箏曲部、吹奏楽部、サッカー部、バドミントン部の生徒らが、日本の学校の様子を紹介しました。

この平和研修チームはユネスコが企画し、広島大学教育開発国際協力研究センターが支援する平和教育プログラムの一環で、広島市の平和祈念式典に合わせて来日しました。



ユネスコの平和研修チームと清中生徒会役員

## がんばりすど

各種大会で優秀な成績を収めた方・団体を紹介します。

### 2018年東京都少林寺拳法大会で清瀬市少林寺拳法連盟が大活躍!

7月15日、東京武道館(足立区綾瀬三丁目)で2018年東京都少林寺拳法大会が開催され、清瀬市少林寺拳法連盟の皆さんが下表のとおり、入賞しました。入賞した4組は10月27日・28日に群馬県高崎アリーナ(群馬県高崎市下和田町四丁目)で開催される全国大会に東京都代表として出場します。おめでとうございます。



(後列左から)雨宮さん、西ノ村さん、羽賀さん、荒井(英)さん、根本さん、伊藤さん  
(前列左から)上笹貴さん、荒井(天)さん、島澤さん

部	順位	組
男子マスターズB(2人で110歳以上)	1位	島澤・伊藤
男子マスターズA(2人で109歳以下)	2位	根本・荒井
女子初・二段	2位	羽賀・西ノ村
小学生4級以下	1位	上笹貴・荒井

## パブリックコメントを実施します

条例を制定するにあたり、清瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(案)を公表するとともに、広く意見を募集します。

**条例(案)の趣旨・概要** 建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とし、条例を制定する

**対象** 市内在住・在勤・在学または市内に事業所を有する個人・法人・その他の団体、この事案について直接的に利害関係が生じると思われる方

**条例(案)の閲覧** 行政資料コーナー(市役所本庁舎3階)、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、市内各地域市民センター、市ホームページ、まちづくり課  
※提出された内容は個人情報などを除き、公表します。  
※窓口・電話での口頭の意見はパブリックコメントとして受け付けできません。

**提出方法・問合せ** 9月3日～28日(必着)に住所・氏名・事案名・意見を記入し(必要事項の記載がない場合は受け付けできません)、直接窓口または郵送・ファクス・市ホームページ内にある専用フォームで、まちづくり課まちづくり係☎042・497・2093 042・492・2415へ

## 平成30年住宅・土地統計調査にご協力

10月1日(月)を期日として、日本全国で住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査です。9月上旬から調査員が調査区内をまわり、中旬から調査の対象となる世帯に調査書類を配布します。

調査への回答は、インターネットでの回答または紙の調査票での回答をお願いします。  
問合せ 文書法制課統計係☎042・497・2032



「かたり調査」にご注意ください!

- ◆統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答せずに、速やかに統計係へお知らせください。
- ◆調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。